

下松市現場代理人取扱要領

1 趣旨

この要領は、下松市が発注する工事の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定める。

2 常駐期間について

現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときには、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 兼務について

(1) 又は (2) の要件を満たす場合には、複数の工事契約で同一の現場代理人を配置できるものとする。

- (1) 密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合
- (2) 以下の要件をすべて満たす場合
 - ① 兼務する工事契約が 2 件であること。
 - ② それぞれの契約金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満であること。
 - ③ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。
 - ④ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
 - ⑤ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

4 現場代理人の資格要件

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第 7 条第 2 号の規定による営業所の専任技術者ではないこと（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）。

5 その他

- (1) 3 (1) で兼務する場合、複数の工事契約を 1 件の契約とみなす。
- (2) この要領で近接とは、50m 以内の区域とする。

- (3) 3 (2) の要件を満たせなくなった場合、受注者は、すみやかに別の現場代理人を選任し、現場代理人届を発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、現場代理人の兼務工事に変更があるときは、すみやかに変更した現場代理人選任届を発注者に提出するものとする。
- (5) 現場代理人の兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。
- (6) 公共施設等災害復旧工事が広範囲に発生した場合における現場代理人の兼任の取扱いについては別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 現場代理人の資格要件については、平成23年6月1日以降、入札公告、指名通知又は見積書を徴する工事から適用する。
- 3 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

現場代理人兼務申請書

令和 年 月 日

下松市長 國井益雄 様

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記工事について、現場代理人の兼務を申請します。

1. 兼務する現場代理人氏名 _____

2. 兼務する工事1

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負金額(税込み)	
担 当 課	
監 督 職 員 氏 名	

3. 兼務する工事2

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負金額(税込み)	
担 当 課	
監 督 職 員 氏 名	

上記工事の現場代理人の兼務について

- ☐ 兼務について承認します。
- ☐ 兼務は不承認とします。(理由:)